- 主文
- 本件訴えを却下する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 0
- 当事者の求める裁判 第一
- 請求の趣旨
- 被告が原告に対し、昭和三三年八月一日福岡県三三公四、五四〇号をもつてな した化製場設置許可は現にその効力を有することを確認する。
- 訴訟費用は、被告の負担とする。 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 当事者の主張
- 請求の原因
- 原告は、被告より、昭和三三年八月一日福岡県三三公第四、五四〇号をもつ 1 営業所を大牟田市<以下略>とする化製場設置の許可(以下「本件化製場」及 て、 び「本件許可」という。)を受け現在に至つている。
- 原告は、本件化製場を飼料の製造を目的として設置し、 当初は獣骨処理による 飼料等の製造をなしていたが、昭和三四年一〇月ころより右獣骨処理に加えて羽毛 処理による飼料製造を併用したので、そのころ、口頭で大牟田保健所長を経て福岡 県知事に対し取扱原料の種目の変更の届出をなした(当時は書面での届出を要する 旨の行政指導はなかつた。)
- 原告は、本件化製場設置当時は天日を利用して飼料の乾燥をなしていたが、か 3 ねてより大牟田保健所から人工乾燥に切り替えるよう行政指導がなされていたの で、昭和三六年ころより人工乾燥及びそれに付随する付属設備を設置したが、それ は本件化製場の構造設備自体を基本的に変更したものではなく、したがつて、右設 置によつても本件化製場の設備の同一性は何ら害されていない。
- ところで、へい獣処理場等に関する法律(以下「法」という。 )三条二項によ ると、へい獣処理場の施設又は区域を変更しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないところ、原告は前項で述べたとおり本件化製場の施設又は区域を変更したことはない。また、別紙記載の「へい獣処理場等に関する法律の疑 義について」と題する厚生省環境衛生局乳肉衛生課長回答(以下「本件回答」とい う。)のうち設問2についての回答によると、法一条五項の規定による化製場とし ての許可を既に受けており、従前の構造設備の変更を要しない場合は、羽毛を原料 として飼料を製造することになっても、あらたな許可を要せず、へい獣処理場等に 関する法律施行規則(以下「規則」という。)三条の規定に準じて品目変更の届出をすれば足り、更に同条によると、その届出方法は保健所長を経て都道府県知事に届け出ることになつているところ、原告は昭和三四年一〇月ころより獣骨処理による飼料の製造に加え羽毛処理による飼料製造を併用したので、そのころ被告に大牟 田保健所長を経てその旨届け出たことは前記2項で述べたとおりである。
- そして、そもそも営業許可が失効するには、当該許可がいつたん与えられた以 上、その許可を受けた者が、当該営業を廃止するか、事実上第三者に営業譲渡をなし当該営業から一切手をひくか、あるいは死亡するか、または、当該営業施設自体が減失する等、客観的外形的に明白に許可が失効したと認められる場合を除いて は、許可権者の許可取り消し等の明白な意思表示(行政処分)が必要であると解さ れるところ、本件許可にあつては、客観的外形的に明白な許可失効に該当するよう な事由もなく、また許可取り消しに関する行政処分もなされていないにも拘らず 被告は、原告が昭和四五年二月七日付で届出をなした化製場処理品目追加変更及び 化製場設置者の住所変更届に対して、本件許可が失効している、即ち、原告は昭和 三六年一二月ころ本件化製場を廃止し、爾後新たにAが無許可にて本件化製場を使
- 用して羽毛処理による飼料製造をなしているとして、右届出を受理しない。 よつて、原告は被告に対し、本件許可が現在もなお有効に効力を有していることの 確認を求める。
- 請求原因に対する認否
- 請求原因1の事実中、本件許可の事実は認める。
- 同2の事実中、原告が本件化製場を飼料の製造を目的として設置し、当初は獣 骨処理による飼料等の製造をなしていた事実及び昭和三四年一〇月ころより右獣骨 処理に加えて羽毛処理による飼料製造を併用した事実は認めるが、その余の事実は

否認する。

- 同3の事実は否認する。詳細は次項の被告の主張で述べるとおりである。 同4の事実は争う。詳細は次項の被告の主張で述べるとおりである。
- 同5の事実中、被告が、原告が昭和四五年二月七日付で届出をなした化製場処 理品目追加変更及び化製場設置者の住所変更届に対して、本件許可が失効してい る、即ち、原告は昭和三六年一二月ころ本件化製場を廃止し、爾後新たにAが無許可にて本件化製場を使用して羽毛処理による飼料製造をなしているとして、右届出 を受理しない事実は認める。

被告の主張

原告は、へい獣処理による飼料製造に対する本件許可は、現に行われている羽 毛処理による飼料の製造に対する許可をも包括することを前提として、本件許可が 現在もなお有効に効力を有することの確認を求めている。

しかしながら、本件許可は、羽毛処理による飼料の製造に対する許可を包括するも のではない。即ち、法一条五項によると、化製場は獣畜を原料とする処理施設で羽毛のもとになる鳥類はこれに含まれず、羽毛を原料とする処理施設は法八条による別施設である。したがつて、この両施設に対する許可は別制度となっており、化製 場の許可を有していても、原料が獣骨から羽毛に変われば、法八条により準用され る法三条一項の許可が必要なのである。

ところで、原告は、本件回答のうち設問2についての回答を根拠として、本中の場 合は従前の構造設備に変更はないので法八条準用の許可は不必要で規則三条の規定 に準じた品目変更届で足るとし、これによつて本件許可に羽毛処理による飼料製造 の許可も含まれる旨主張する。

しかしながら、右回答は、その設問2によつて明らかなとおり、化製場の許可を受 け、その営業もしている中で羽毛処理による飼料製造を行つた場合について答えた もので、原告の場合は、昭和三六年一二月ころには獣骨による製造は全くなくなり 羽毛処理のみによる飼料製造を行うに至つたものであるから、右回答を根拠とする ことはできない。のみならず、本件構造設備は、昭和三三年の許可当時は別紙図面 (一)記載の状況にあつたが、昭和三九年一二月二七日ころには別紙図面(二)記 載の状況に変更され(本件許可に際し、右図面(一)記載の化製室の部分に乾燥器 を設置することを条件として付していたが、右年月日ころには右図面 (二) 記載の 倉庫部分に乾燥器を設置していた。)、更に昭和四三年三月二二日ころには、別決 図面 (三) 記載の状況に変更された (本件許可に際しては、右図面 (一) 記載の化 製室の部分が製造場とされていたが、右年月日ころには右図面 (三) 記載の乾燥 機、原料貯蔵室の部分が製造場と変わつていた。)。この状況の事実は、本件回答 2にいう従前の構造設備の変更にも該当するもので、これをもつてしても原告の主 張は根拠がない。

本件許可は既に失効している。 2

法三条一項の許可は、いわゆる業態別、対物的許可であり、更に対人的許可でもあ る。したがつて、これらの許可の対象となる要素を勘案して許可施設としての当該 施設が同一性を失つたと認むべき場合は、取消処分を待つまでもなく許可そのもの が失効することは至極当然のことといわなければならない。

そこで、これを本件についてみるに、前項で述べたとおりの品目及び構造設備の変 更並びに本件化製場の実質上の支配者、即ち許可対象としての人的要素が原告から Aに変更されている事実に鑑みるとき、本件許可は、少なくとも昭和三六年一二には施設の同一性を失つたことにより当然失効したといわざるをえない。

第三 証拠(省略)

## 〇 理由

原告が自らを本件化製場の設置者として本件許可を受けたことは当事者間に争 いがない。

いずれも成立に争いのない甲第五及び第八号証(第五号証については原本の存在に ついても争いがない。)並びに弁論の全趣旨を総合すると、本件化製場の実質上の設置者は原告の弟であるAであり、原告を設置者として本件許可を受けたのは単なる便宜上の理由からにすぎないことを認めることができる。即ち、Aは昭和二三年 ころ本件化製場の設置場所において同人所有の化製場を設置し、千倉化製工業所な る名称で右化製場を経営管理し、獣骨を原料として肥料あるいは油の製造をしてい たところ、原告が昭和二四年ころから右工業所で働くことになつたのであるが、右 工業所の経営及び管理の実権は依然としてAが握つており、原告はAから営業利益 に応じた一定の金員を受けるという一従業員的地位にあつたにすぎなかつたのにか

かわらず、昭和二四年ころ初めて右化製場営業の許可を大牟田保健所から受けるにあたり、便宜的に兄である原告名義で許可を受け、更にその後の本件許可も右同様便宜的に原告名義で受けたことを認めることができ、他に右認定を覆すに足る証拠はない。

そして、前掲各証拠にいずれも成立に争いのない甲第六、第七号証及び乙第三号証 (甲第六及び第七号証については原本の存在についても争いがない。) 並びに証人 B及び同Cの各証言を総合すると、本件許可後現在に至るまで本件化製場の経営及 び管理の実権を一貫して原告ではなくAが握つていることを認めることができる。 即ち、原告は本件許可を受けたころからおよそ一〇年間程は本件化製場に勤務する ことなく、九州フエルトに三、四年、その後松岡テントに三、四年、更にその後大 和炭素に勤務するといつた状態で、その間Aが本件化製場を経営管理し、原告は本 件許可の名義料名下に盆と正月とに各金四、五万円程をAから受取つていたにすぎ ないこと、そして、原告は昭和四五年ころから再び本件化製場に勤務するに至つた のであるが、その後もAから一定額の給料を受け取るにすぎない一従業員的地位に あることを認めることができる。もつとも、いずれも成立に争いのない甲第三及び 第四号証によれば、原告名義で昭和四五年二月七日付で被告宛に本件化製場の化製 場処理品目追加変更届及び化製場設置者住所変更届がなされていることが認められ るが、他方前掲各証拠によれば、本件許可当時から現在に至るまでの大牟田保健所 あるいは福岡県の種々の行政指導は事実上Aを相手方としてなされており、同保健 所あるいは同県の本件化製場への立入検査の際の立会あるいは交渉にもAがあたつ ているほか、昭和四〇年一〇月ころの県からの本件化製場合理化資金五〇〇万円の 借入もAがなすなど、対外的にもAが本件化製場の設置者及び管理者として現在まで活動していることが認められ、これらの事実に照らすと、右変更届等は、本件許 可が原告名義でなされていることから、Aが便宜的に原告名義でなしたものと認め るのが相当である。

こところで、原告は、原告が昭和四五年二月七日付で被告に対してなした本件化製場の化製場処理品目追加変更届及び化製場設置者住所変更届出に対し、被告は本許可が既にその効力を失つているとの理由により右届出を受理しないから、本語で対した。との設置については見知を必要があると主張といるとの設置者あるいは管理者は、化製場の設置及び管理につき種々の負担を負力を有いるの設置及び管理者は、化製場の設置及び管理につき種々の負担を負力を有いことが認められる(法五条、六条の二、七条等)ところであるが、よりであるが、原告はAが経営する本件化製場の一従業員的記とは、本件化製場の設置者あるいは管理者として右のとおりであって、原告は、本件化製場の設置者あるいは管理者として右のとおりであって、原告は、本件化製場の設置者あるいは管理者として右のとおりであって、原告は、本件化製場の設置者あるいは管理者として右のとおりであって、原告は、本件化製場の設置者あるいは管理者として右のとよりであって、原告は、次の事実からも窺い知ることができる。即ち、いずれも成立に

案ずるに、行政処分が有効であることの確認を求める訴えは、その旨の判決をうることによつて直接に原告の法律上の地位の不安定が除去される等の法律上の利益があり、かつ現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができない場合においては、適法な訴えとして許されると解すべきであるけれども、前認定のとおり、本件許可処分及び本件化製場の設置、管理に関し便宜上Aのためにいわば名義を貸したにすぎない原告は、本件許可の有効を確認しなければ、法律上の地位に不

安定を来たすか、その他右確認を求めるにつき法律上の利益を有すると解することはできず、このことは、原告主張の変更届出等を被告が受理しなかつたとの事実を考慮しても変わりはないといわざるをえない。 三 以上の次第であつて、原告の本訴請求は、その余の点を判断するまでもなく不適法として却下すべく、訴訟費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のと

おり判決する。 (裁判官 南 新吾 小川良昭 萱嶋正之) 別紙(省略)